

## 「平成30年度健康サポート薬局研修会」開催のご案内

平成28年4月に厚生労働省基準適合「健康サポート薬局」が施行され、健康サポート薬局の届出が平成28年10月1日より行われています。

健康サポート薬局は、平成27年6月に厚生労働省に設置された「健康情報拠点 薬局（仮称）のあり方に関する検討会」における検討を踏まえ、「かかりつけ薬局・薬剤師の基本的な機能に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局」を「健康サポート薬局」として薬機法上に位置づけている。薬局は、告示に定める基準を満たし、都道府県知事等に届け出ることによって健康サポート薬局の表示を行うことができ、健康サポート薬局である旨は、薬局機能情報提供制度により公表されています。

健康サポート薬局には、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師が常駐することが定められています。

本会では、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」により、研修実施機関（日本薬剤師会と日本薬剤師研修センターが合同で届出）の協力者として下記のとおり健康サポート薬局研修会を開催します。

**申込締切後の受付、当日受付はいたしませんのでご了承ください。**

1. **主催** 一般社団法人長野県薬剤師会
2. **共催** 公益社団法人日本薬剤師会
3. **後援** 長野県（予定）

4. **受講要件** (1)平成30年度に薬局において薬剤師として5年以上の実務経験がある  
(2)1薬局より原則3名の参加を上限とする

※申込書の「受講要件確認」欄全てに○印がない場合は、受講をお断りする場合があります。

※会員の受講申込みが定員に達した場合は、会員外の受講をお断りする場合があります。

### 5. 日時・開催場所・研修内容

#### 健康サポート薬局研修会 A「健康サポートのための多職種連携研修」

- ・日時 平成30年5月13日（日）13:00～17:30（予定） ※受付12:00～
- ・場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター 3階研修室  
〒390-0802 松本市旭2-10-15（Tel 0263-34-5511）
- ・内容（現時点での予定）
  - (1) 薬局・薬剤師についての総論
  - (2) 健康サポート薬局の理念～地域包括ケアに対応した薬局・薬剤師～
  - (3) 長野県の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状
    - ①長野県における健康課題と健康増進策、健康サポート薬局への期待（県健康増進課）
    - ②健康づくりの取り組みを行っている他職種等の取り組みについて
  - (4) 演習 「健康サポート薬局のあるべき姿について」
  - (5) ケーススタディ  
「地域包括システムの中での健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携による対応に関する演習」
  - (6) 演習のまとめ
  - (7) 発表
  - (8) まとめ
- ・定員 100名

#### 健康サポート薬局研修会 B「健康サポートのための薬剤師の対応研修」

- ・日時 平成30年6月3日（日）13:00～17:30（予定） ※受付12:00～
- ・場所 長野県薬剤師会医薬品総合研究センター 3階研修室  
〒390-0802 松本市旭2-10-15（Tel 0263-34-5511）
- ・内容（現時点での予定）
  - (1) 導入講義
  - (2) 薬局利用者の状態把握と対応（演習）
  - (3) 演習のまとめ
  - (4) 発表
  - (5) まとめ
- ・定員 100名

6. 受講料 健康サポート薬局研修会 A 6,000円(ただし、本会会員は無料)  
健康サポート薬局研修会 B 6,000円(ただし、本会会員は無料)

<会員外の方> 受講料納入先 ※振込領収書のコピーを参加申込書に貼付する。

<郵便振込の場合>

口座番号; 00510-4-24117

加入者名; 一般社団法人長野県薬剤師会

<銀行振込の場合>

八十二銀行深志支店

口座番号; 普通預金 464748

口座名義; 一般社団法人長野県薬剤師会(シャ. ナガノケンヤクザイシカイ)

※会員の受講申込みが定員に達した場合は、会員外の受講をお断りする場合があります。

## 7. 受講申込み

受講要件を確認の上、別紙申込書により長野県薬剤師会事務局へ郵送またはFAXで申込む。

※会員外の方は、申込書に受講料振込領収書のコピーを貼付する。

## 8. 申込締切(A・B共通) 平成30年4月25日(水)

※締切前でも定員に達した場合は受付を終了させていただきます。

## 9. 受講票の送付 受講申込者には4月25日より順次受講票を発送します。

## 10. 受講証明書の交付

各回研修会(研修会A・B)終了後(レポート提出後)に受講証明書を交付します。

研修中、長時間にわたって離席された方、研修終了前に退席された方には交付いたしません。

## 11. その他

申込者の都合により研修会当日受講をキャンセルされた場合でも、受講料の返金はいたしません。

## 12. 受講申込み・お問い合わせ

長野県薬剤師会事務局 担当: 保険医療課 大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭2-10-15

TEL 0263-34-5511 / FAX 0263-34-0075 / e-mail hoken3@naganokenyaku.or.jp

【研修修了証について】(平成28年4月26日 日薬業発第51号「健康サポート薬局に係る研修について(その3)」より)  
健康サポート薬局の届出では、「有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証」が届出添付書類とされています。  
以下のアイに該当する方が、「健康サポート薬局研修会A・B」「知識習得型研修(e-ラーニング)」の受講終了後、別途申請(全ての受講証明書(3通)及び必要書類を提出)を行うと「研修修了証」が発行されます。(提出先:日本薬剤師研修センター)  
ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者  
イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者  
※ 修了証発行には別途費用がかかります。(具体的な申請方法や金額についてはホームページ参照。)  
※ 研修修了証は、5年以上の実務経験があることを確認した上での発行となり、5年未満の実務経験で研修を受講した方は、実務経験が5年以上となってからの申請となります。  
※ 厚生労働省が示す要綱に則り、研修修了証は、発行から6年間を有効期限とし、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長されます。なお、要綱に「一度研修修了証(無効である研修修了証を除く。)を受けた健康サポート薬剤師に対しては、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えない」とあり、「A」の研修会がそれに該当します。